

和歌山県土砂災害対策審議会運営規程

(運営の範囲)

第1条 和歌山県土砂災害対策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）及び知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）に定めるほかこの規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長が定める。

- 2 会議を招集しようとするときは、会長は、会議の五日前までに会議の日時、場所及び会議事項を通知するものとする。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときはこの限りではない。
- 3 会議及び資料は、原則として公開とする。ただし、会長が公開しないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 5 傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

(質問)

第3条 委員は議事について自由に質問し、及び意見を述べることができる。

- 2 委員は発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

(採決)

第4条 採決は起立または挙手による。

(会議録)

第5条 審議会の会議の議事については、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

1. 審議会開催日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 会議経過の概要
5. 議決事項
6. その他議長が必要と認めた事項

- 2 会議録は公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び会長が公開しないと認めた部分についてはこの限りではない。
- 3 会議録は、議長および議長の指名する出席委員1名が署名しなければならない。
- 4 会議録は県土整備部河川・下水道局砂防課に保管する。

(代理出席の承認)

第6条 行政機関の職員は、代理者を出席させることができる。

- 2 代理出席をさせる場合は、委任状をあらかじめ提出し、会長の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

和歌山県土砂災害対策審議会傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県土砂災害対策審議会運営規程第2条第5項の規程に基づき審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き等)

第2条 和歌山県土砂災害対策審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する者は、直接本人が審議会開会当日に、和歌山県土砂災害対策審議会傍聴申出書（以下「申出書」という。）（別記第1号様式）に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。

- 2 申出書の受付は、審議会開会1時間前から15分前までの間とする。
- 3 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とし、傍聴しようとする者が席数を超える場合にあっては、申出者立会いの下で抽選を行い傍聴者を決定する。

(会議の秩序の維持)

第3条 酒気を帯びている者、危険と認められる器物を携帯している者その他会長が会議の秩序の維持に協力しないと認める者は、会場に入室することができない。

- 2 傍聴を認められた者は、傍聴にあたって次の事項を守らなければならない。
 - 一 傍聴者は、事務局員の指示に従うこと。
 - 二 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して批評を加え、又は可否を表明してはならない。
 - 三 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - 四 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - 五 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張り紙等を使用した示威的行為をしないこと。
 - 六 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第4条 傍聴人は次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 2 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 3 傍聴人がこの要綱に違反し、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取材)

第5条 報道のために必要な写真撮影、録画等は認めるものとする。

- 2 審議中（頭撮り、最後は除く）は、原則として撮影は禁止とする。
- 3 報道に際し、審議中の発言に関し委員が特定される表現は極力避けるよう求めることができる。

附則

この要綱は、平成26年10月30日から施行する。